

第1章 無償資金協力事業とコンサルタント

1. コンサルタントの役割、責任と倫理

わが国の無償資金協力事業に携わるコンサルタントは、事業の詳細設計/事業費積算、入札図書の準備、入札補助、施工・調達監理、ソフトコンポーネント等にかかる技術的サービス（以下、「コンサルティング業務」）を、発注者たる被援助国実施機関に履行することの対価として、被援助国政府が独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）より受ける贈与（贈与資金）から報酬を受け取ります。

コンサルティング業務を遂行するにあたっては、日本国政府と被援助国政府との交換公文（Exchange of Notes、以下、E/N）及びJICAと被援助国政府との贈与契約（Grant Agreement、以下、G/A）の趣旨を踏まえ、G/Aに示される「無償資金協力調達ガイドライン」（以下、調達ガイドライン）を遵守し、設計・積算に際してはJICAの設計・積算マニュアル等に基づき適正に行い、入札関連業務においては、公平性・中立性・透明性を担保しつつ業務を履行することが求められます。

施設・機材等調達方式（人材育成奨学計画除く）の案件については、2016年1月にG/A及び調達ガイドラインを大幅に改訂しました。本G/A及び調達ガイドラインの改訂は、事業の質の向上に向け、相手国政府負担事項の確実な履行及び実施監理の強化を図るべく、これまで以上相手国政府及びJICAの権利及び義務の強化を図ったものです。以下、適用される調達ガイドラインによって異なる場合、「2015年4月調達ガイドライン以前¹」、「2016年1月調達ガイドライン²」と分けて解説します。

いずれの調達ガイドラインにおいても、コンサルタントには、発注者である被援助国実施機関に対して業務を履行する責任があるのと同時に、他方ではガイドライン等を遵守し、国税の用途としての適切さを確保する責任があることを十分ご認識の上、業務を履行してください。これら業務に対する品質の高さや適正さこそが、無償資金協力事業におけるコンサルタントの付加価値と言えます。「2016年1月調達ガイドライン」では、これらの点について、「コンサルタントの責任」（第1章 Section 2.02）、「コンサルタントの中立性」（同Section 2.03）に明記しています。

¹ 英文名称は、サブスキーム廃止後の施設・機材等調達方式は「The Procurement Guidelines of the Japanese Grant Aid (Type I)」、廃止前で一般プロジェクト無償、テロ対策等治安無償、水産無償を対象とした調達ガイドラインは「The Procurement Guidelines of the Japanese Grant Aid (Type I-G)」。

² 英文名称は「Procurement Guidelines for the Japanese Grants」。